６．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の２第１項第15号、信用金庫法第54条の21第１項第５号又は協同組合による金融事業に関する法律第４条の２第１項第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

［⑵・⑶　略］

⑷　「特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況及び特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」については、例えば、特定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

７．剰余金の処分の方針

⑴　配当に対する方針を（別表）により記載すること。ただし、特定特例経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載されるもので差し支えない。

⑵　（別表）の作成にあたり参照した経営に関連する各種指標における、実績見込み又は特定特例経営強化計画の実施期間中の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは差し支えない。

８．　［略］

（別表）

［表略］

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法第34条の９の５第４項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

２　特定特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。

５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。

［⑵・⑶　同左］

⑷　「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

６．剰余金の処分の方針

⑴　配当に対する方針を（別表）により記載すること。ただし、特定震災特例経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載されるもので差し支えない。

⑵　（別表）の作成にあたり参照した経営に関連する各種指標における、実績見込み又は特定震災特例経営強化計画の実施期間中の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは差し支えない。

７．　［同左］

（別表）

［同左］

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法附則第11条第３項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

２　特定震災特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。